相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王山一〇二番地一、最後の住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王山一〇二番地一

被相続人　亡　小野寺　凡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十八日

宮城県気仙沼市唐桑町明戸三九番地

相続財産管理人　司法書士　長根　清吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県能代市富町五四番地、最後の住所秋田県能代市富町四番二六号

被相続人　亡　佐藤　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十八日

事務所　秋田県能代市大町一番五号司法書士武田孝義事務所

相続財産管理人　司法書士　荻原　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区東上野五丁目六番地、最後の住所茨城県常陸大宮市山方二四四四番地の三

被相続人　亡　印牧慶太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十八日

茨城県水戸市三の丸一丁目一番二五号水戸駅前ビル三〇一

相続財産管理人　弁護士　遠藤　俊弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市住吉町五五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　林　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十八日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号水戸ビル二階

相続財産管理人　弁護士　安　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区梅田三丁目一八番地、最後の住所千葉県八街市八街ろ一四三番地一一六

被相続人　亡　鴨下　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十八日

千葉市中央区中央三―四―八コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保佳織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区目白台三丁目一一四番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市北中沢二丁目二三番一九号（くらスマイル鎌ケ谷）

被相続人　亡　韮塚　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十八日

事務所千葉県柏市柏四丁目一一番一七号森田ビル二階　柏綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宇田　章吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区東尾久六丁目一二三六番地、最後の住所東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎九二二番地一みずほ園

被相続人　亡　田村　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十八日

事務所東京都港区虎ノ門四―一―一〇青木ビル七階清宮・生山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　生山　龍子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽六四番地四九、最後の住所新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽一五一番地九五

被相続人　亡　髙井　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十八日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地バンビル八〇一号室　弁護士法人バンビル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市板倉区田屋二四番地、最後の住所新潟県上越市本町二丁目二番二四―三〇一号グレイス・コート高田三〇一号

被相続人　亡　清水　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十八日

事務所新潟県上越市大手町七番一号

相続財産管理人　弁護士　白鳥　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県橿原市和田町七六番地、最後の住所奈良県橿原市和田町二二番五号

被相続人　亡　吉井　桂一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十八日

大阪府四條畷市楠公二―一〇―二五田中ビル二階　四條畷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　豊芦　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市川副町大字大詫間五六三六番地一六、最後の住所佐賀県佐賀市川副町大字大詫間四五七番地イ

被相続人　亡　小川　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十八日

佐賀県武雄市武雄町大字武雄七一七九番地一

相続財産管理人

弁護士法人　桑原法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県京都郡みやこ町犀川上高屋一三五三番地一、最後の住所宮崎県延岡市大貫町六丁目二一六四番地九中川康知様方

被相続人　亡　中川　英勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十八日

宮崎県延岡市東本小路一番地八マザーアースマンション八〇二

相続財産管理人　甲斐　雅則

所在不明株主の株式売却に関する異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年六月二十八日

東京都渋谷区東三丁目九番一九号

株式会社ミルキーカートゥーン

代表取締役　増田　孝

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

株式の種類及び数

ウイリアム　G　ウェイ　東京都港区元麻布一丁目五番二一号　元麻布三田ハウス　普通株式　一〇株